



様式第2号（第4条関係）

公文書開示決定通知書

三 計 三 第 3 5 号

令 和 3 年 8 月 3 1 日

静岡県三島市芝本町6-2
特定非営利活動法人グラウンドワーク三島
理事長 小松 幸子 様

三島市長 豊岡 武士



令和3年8月16日付けで請求のあった公文書の開示については、三島市情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので、同項の規定により通知します。

公文書の名称	<ul style="list-style-type: none">・ボーリング柱状図 No. 1・ボーリング柱状図 No. 2・ボーリング柱状図 No. 3・ボーリング柱状図 No. 4・ボーリング柱状図 No. 5・ボーリング柱状図 No. 6・ボーリング柱状図を基に作成された想定地質断面図
開示の日時	令和3年 9 月 1 日 午後3時30分
開示の場所	三島市役所本館1階 情報公開コーナー
備考	開示請求のあったボーリング柱状図No. 1, 2, 3, 4, 5及び6のうち、個人の氏名については、三島市情報公開条例第8条第1号に規定する個人情報に該当するため、当該部分は不開示とします。また、開示請求のあったボーリング調査地点No.1, 2, 3, 4, 5及び6に係る地質調査報告書は、存在しません。

- (注) 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を担当職員に提示してください。
2 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ三島市計画まちづくり部 三島駅周辺整備推進課（電話番号055-983-2633）へ連絡してください。



様式第3号 (第4条関係)

公文書開示請求拒否決定通知書

三 計 三 第 3 6 号
令 和 3 年 8 月 3 1 日

静岡県三島市芝本町6-2
特定非営利活動法人グラウンドワーク三島
理事長 小松 幸子 様

三島市長 豊岡 武士 印



令和3年8月16日付けの公文書の開示請求については、三島市情報公開条例第12条第2項の規定により次のとおり請求拒否の決定をしたので、同項の規定により通知します。

公文書の名称	<ul style="list-style-type: none">・ボーリング柱状図 No. 1・ボーリング柱状図 No. 2・ボーリング柱状図 No. 3・ボーリング柱状図 No. 4・ボーリング柱状図 No. 5・ボーリング柱状図 No. 6・ボーリング調査地点No.1, 2, 3, 4, 5及び6に係る地質調査報告書
請求拒否の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 不開示 <input type="checkbox"/> 存否を明らかにしないもの <input checked="" type="checkbox"/> 不存在 <input type="checkbox"/> その他
請求拒否の理由	開示請求のあったボーリング柱状図No. 1, 2, 3, 4, 5及び6のうち、個人の氏名については、三島市情報公開条例第8条第1号に規定する個人情報に該当するため。 開示請求のあったボーリング調査地点No.1, 2, 3, 4, 5及び6に係る地質調査報告書は、存在しないため。
開示しない部分	個人の氏名
備考	

(注)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に、三島市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、三島市を被告として(訴訟において三島市を代表する者は、三島市長となります。)、処分の取消しを求める訴えを提起することができます(この処分を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。